

重要事項説明書 (2024年 4月改正)

としま居宅介護支援事業所

(居宅介護支援事業所)

1. 事業目的

医療法人社団仁泉会が開設するとしま居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の適正な運営を確保する為に、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という）が要介護状態又は要支援状態にある者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

2. 運営方針

- 事業所の介護支援専門員等は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。
- 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、統合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整する。
- 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 法人概要

法人名称	医療法人仁泉会
法人所在地	東京都豊島区南長崎5丁目17番9号
代表番号	03-3953-5555
代表者氏名	大部 雅英
実施サービス	病院・訪問診療・訪問リハビリ・居宅介護支援

4. 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

営業日： 月曜日から金曜日、ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日をのぞく。

営業時間： 月曜日から金曜日午前9時～午後5時、

5. 居宅介護支援サービスを提供する事業所

事業所の名称	としま居宅介護支援事業所
事業所所在地	東京都豊島区南長崎5丁目26番2号
管理者	石田 悟子
電話番号	03-5982-8381
指定事業者番号	1371600683
サービス提供地域	豊島区：南長崎、長崎、千早、要町、目白 新宿区：西落合、中落合、上落合 練馬区：旭丘、栄町 中野区：江原町、江古田

6. 職員体制

	常勤	兼務	計	資格等
管理者		1	1	主任介護支援専門員、
介護支援専門員	1	1	2	主任介護支援専門員、介護福祉士

7. ご利用できるサービス内容

- (1) 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

居宅支援費

要介護1・2	12,380円/月
要介護3・4・5	16,080円/月
初回加算	3,420円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,850円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,280円
退院・退所加算 連携1回	5,130円（無）6,840円（有）
退院・退所加算 連携2回	6,840円（無）8,550円（有）
退院・退所加算 連携3回	—（無）10,260円（有）

*退院・退所加算（無）はカンファレス参加なし

（有）はカンファレス参加あり

- (2) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。当該地域における指定居宅サービス事業に関するサービスの内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者との連絡調整を行う。利用

者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、月に最低でも1回（状態に変化が著しい場合を除く）訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等の連絡調整その他便宜の提供を行う。
- (4) モニタリングの結果を月1回記録する。
- (5) 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- (6) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに相談に応ずることとする。

8 公立中立なケアマネジメントの確保

- ・利用者はケアプランに位置づける居宅介護サービス事業者について、複数の事業所の紹介を求めることができます。
- ・利用者は当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
- ・ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び前6か月に作成された物の割合について説明します。【別紙参照】

9 医療機関との連携促進

- ・居宅介護支援が適切に利用できるように、利用者又はその家族は入院時に担当介護支援専門員の氏名など入院先医療機関に提供していただくようお願いいたします。
- ・介護支援専門員は利用者が医療系サービスを希望している場合は利用者の同意を得て、主治医などに意見を求めケアプランを交付します。

10 ケアマネジメントプロセスの簡素化

介護支援専門員は著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治医等の助言を得ることを前提としてサービス担当者会議の招集をしないこともあります。

11 利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用

介護支援専門員は、利用者の自立支援・重度化防止の有効活用の観点から

統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護（生活中心型）を位置付ける場合は区市町村にケアプランを届出することとします。

12 緊急時又は事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む）

居宅介護支援にあつて利用者の居宅を訪問時に容態の変化等があつた場合又は事故が発生した場合は速やかに利用者の家族・主治医等関係者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

サービスの提供にともなつて、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産の損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

13 利用契約

ご利用にあつては、利用契約書を取り交わしていただきますが、その利用期間に関しましては、双方から利用取りやめの申し出がない限りは自動的に更新されるものと致します。

14 個人情報保護・秘密義務

- (1) 事業者、介護支援専門員は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密義務は契約終了後も同様です。
- (2) 従業者であつた者に、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてこれからの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- (3) 事業者は、利用者から予め文章で同意書を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- (4) 事業者は、利用者の家族から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

15 高齢者の虐待防止に関する項目

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成やチェックシートを活用し、適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあつての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者などの権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

16 苦情処理の窓口

苦情処理の窓口は、としま居宅介護支援事業所において直接又は電話での相談に応じ、管理者とともに円滑かつ迅速に対応いたします。

電話番号 03-5982-8381 F A X 番号 03-6908-3076 (担当者：管理者石田)

その他の相談・苦情としては、下記の窓口がございます。

※ 豊島区介護保険課 (月～金曜日の 8 時半～17 時 祝日と年末年始
12/29～1/3 は除く) 03-3981-1318

※ 国民健康保険団体連合会の相談、苦情受付窓口 (月～金曜日 9 時～
※ 17 時 祝日は除く) 03-6238-0177